

広島県告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

広島市佐伯区石内北三丁目二二三七の七、五〇一一の一〇から五〇一一の一六まで、五〇一四の七、五〇一四の一、五〇一四の三一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）